

油断大敵！

うっかりミスが大きな被害に…

毎年、秋口から冬にかけて、灯油などを取り扱う機会が多くなり、油類の流出事故が多発しています。

灯油等が河川へ流出した場合、火災の危険はもちろんのこと、魚をはじめとする水生生物に影響があるほか、川の水を利用しての方や周辺住民の方々にも油の臭いなどで多大な迷惑をかけることになります。

このような被害が発生しないように、以下の点に注意しましょう。

【流出事故の原因】

▼給油中にその場を離れ、灯油缶から灯油をあふれさせてしまった。

▼ホームタンクの栓をしっかり閉めていなかったため、灯油が漏れだした。

▼ホームタンクの配管等が劣化していたため、灯油が漏れだした。

※流出した場合、水道、農業用水、工業用水、養魚池などの取水停止を行う場合があります。

【流出事故の防止策】

▼給油中には目をはなさない。

▼ホームタンクの栓の閉め具合を確認する。

▼ホームタンクなどの灯油の貯蔵設備を点検する。

灯油などが流出したり、流出を見つけたら、消防署または、市役所に連絡をお願いします。

◆問い合わせ先

安達地方広域行政組合消防本部 (☎22-1211)
生活安全課 環境保全係 (☎内線114)

消防署からのお知らせ

11月9日(月)～15日(日)

秋の全国火災予防運動

～消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子～

これからの季節は、空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。火の取り扱いには十分注意し、大切な「命」を火災から守りましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント
—3つの習慣・4つの対策—

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめましょう。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器などを設置しましょう。
- 家具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器などを使用しましょう。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくっておきましょう。

◆問い合わせ先

安達地方広域行政組合消防本部 (☎22-1211)
生活安全課 消防防災係 (☎内線114)

家電リサイクル法対象家電品と指定引取り場所が変更になりました

【安達地方広域行政組合で処理できないもの】

【現在】

エアコン
洗濯機
冷蔵庫(冷凍庫)
テレビ(ブラウン管)



【追加分】

テレビ(液晶)
テレビ(プラズマ)
衣類乾燥機



合計

7品目

になりました

●処分方法は3つの方法があります。

①小売店に依頼する場合

- ・お近くの小売店に依頼する。
- ・過去に購入した店に依頼する。
- ・買い換え時に、購入する店に依頼する。

②収集業者に依頼する場合

- ・NTTタウンページなどから廃棄物の収集運搬許可事業者を選び、引き取りを依頼する。

※リサイクル料金の他に運搬経費がかかります。

③自分で指定引取り場所へ運ぶ場合

- ・最寄りの郵便局でリサイクル券を購入し、指定引取り場所へ搬入する。

メーカーに関わらず以下の場所で引き取ります

【指定引取場所】

- ・豊富産業有限公司
福島市鎌田字樋口3番地の2 (☎024-533-3714)
- ・八五流通株式会社福島支店
福島市南矢野目字桜内8-4 (☎024-558-6551)
- ・日本通運株式会社郡山支店郡山東営業所谷島倉庫
郡山市谷島5-37 (☎024-943-2660)
- ・株式会社釜屋リサイクルセンター
岩瀬郡鏡石町成田東9番地 (☎0248-92-3877)

〈リサイクル料〉平成21年4月現在

エアコン	2,625円～3,664円	
テレビ ブラウン管、 液晶、 プラズマ	1,785円	(15型以下)
	2,835円	(16型以上)
冷蔵庫 (冷凍庫)	2,835円～ 3,795円	上記区分を 設定してい ない場合
	3,780円	(内容積 170ℓ以下)
洗濯機 衣類乾燥機	4,830円	(内容積 171ℓ以上)
	5,869円	上記区分を 設定してい ない場合
洗濯機 衣類乾燥機	2,520円～3,444円	

※メーカーによっては、上記価格で処理できない場合があります。

消火器の破裂事故にご注意!!

老朽し腐食した消火器の使用により、思わぬ破裂事故を招く恐れがあります。消火器は整備点検を怠ることなく、正しい管理を行ってください。

■なぜ、破裂するのか

消火器内部には圧縮された二酸化炭素ボンベが内蔵されています。消火器のレバーを握ると、ボンベが破られ、本体容器の内部に二酸化炭素が充満し、その圧力で薬剤が放出されます。その時、消火器本体に腐蝕や変形があると、その部分が圧力に耐えられなくなり、破裂が起こります。

■破裂の恐れのある消火器はこのような消火器です。

・製造後8年以上経過している(消火器交換の目安は約8年です)。

・キャップ(首の部分)や底部がさびついている(事故の多くはさびによる腐蝕が原因です)。

■消火器の適正な管理方法

【設置してはならない場所】
・直射日光のあたる場所(容器の酸化を進めます)。
・建物の外部(外に設置する場合は、専用ボックスに収納しましょう)。

・温度変化の大きい場所(腐蝕を早める場合があります)。

【次に該当するような消火器は至急点検、廃棄をしてください。】
・消火器本体にさびが発生している場合(特にキャップや底部のさびは要注意)。

・消火器のレバーや本体にへこみなどの変形がある場合

・製造年から5年を経過して点検を行っていないもの

■不要になった消火器を廃棄するときは…

不要になった消火器は一般ごみの回収には出さないでください。消火器の廃棄は、取り扱い業者に相談、依頼してください。詳しくはお問い合わせください。

◆問い合わせ先
生活安全課 消防防災係 (☎内線114)

人権擁護委員を再委嘱

お気軽にご相談ください



本宮市の人権擁護委員に、仁井田の小野進さんが法務大臣から委嘱を受けました。任期は平成21年10月1日から3年間です。小野さんは10月8日に市役所で、福島地方務局橋本人権擁護課長から委嘱状の交付を受けました。

なお、人権擁護委員の皆さんは、いじめや虐待、近所のもめごとなど人権に関する相談を、自宅でも受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

【本宮市の人権擁護委員】

- 小野 進さん (☎33-3491)
住所 仁井田字下ノ原40-1
- 清水マサ子さん (☎33-3798)
住所 本宮字万世121-3
- 五十嵐住男さん (☎33-3587)
住所 本宮字馬場74-6
- 伊藤 久子さん (☎34-2685)
住所 本宮字上町44-1
- 国分八重子さん (☎44-3683)
住所 糠沢字小田部146
- 鈴木 哲弥さん (☎44-3632)
住所 白岩字寺内113

毎月、下記のとおり相談に応じています。また、相談は自宅でも応じています。

- 毎月第4水曜日(午前9時～11時30分)
場所：社会福祉協議会(えぼか内)
 - 毎月15日(午前9時～11時30分)
場所：白沢老人福祉センター(和田字石上)
- ※15日が土、日、祝日の場合は翌平日となります。